

正

〔特記事項〕

- 第1 上記工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおりとする。なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。
- 第2 上記工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をする施設の名称及び所在地並びに再資源化等に要する費用について別途書面により、記名押印をして契約当事者相互に交付すること。

〔別記〕特約条項

- 第1 約款第37条に次のただし書きを加える。
ただし、平成28年4月1日から令和7年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和7年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。
- 第2 この契約は、債務負担行為に基づく契約とし、各会計年度における請負代金額の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。
令和6年度 円（出来高予定額の9.0%以内の額で別に示す額）
令和7年度 工事請負代金額から令和6年度支払額を差し引いた額
2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は次のとおりとする。
令和6年度 円（請負代金額の6.0.9%以上の額で別に示す額）
令和7年度 工事請負代金額から令和6年度出来高予定額を差し引いた額
- 第3 発注者は予算上の都合その他必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。
- 第3 債務負担行為に係る契約の前金払については、約款第35条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては各会計年度末）」と、約款第35条及び約款第36条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における約款第38条第1項の請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、前会計年度の出来高予定額を超えた額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。
2 前会計年度における約款第38条第1項の請負代金相当額（以下「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額に達しない場合には、第1項の規定による読替後の約款第35第1項の規定にかかわらず、受注者は請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前金払の支払を請求することができない。
3 前会計年度における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しない場合には、その額が当該出来高予定額に達するまで前金払の保証期限を延長するものとし、約款第36条第4項の規定を準用する。
- 第4 前会計年度における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。
2 この場合において前金払の支払を受けている場合の部分払金額については、約款第38条第1項及び第6項の規定にかかわらず次の式により算定する。
部分払の額 ≤ 着工時からの出来高金額×9/10 - (前会計年度までの支払金額+当該会計年度の部分払金額) - [着工時からの出来高金額 - (前会計年度までの出来高予定額+出来高超過額)] × 当該会計年度の前払金額 / 当該会計年度の出来高予定額
- 第3 約款第38条第1項ただし書の表中請負代金額2,000万円以上の場合、発注者と受注者とが協議して定める各会計年度の部分払を請求できる回数は3回（中間前金

誤

〔特記事項〕

- 第1 上記工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおりとする。なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。
- 第2 上記工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をする施設の名称及び所在地並びに再資源化等に要する費用について別途書面により、記名押印をして契約当事者相互に交付すること。

〔別記〕特約条項

- 第1 約款第37条に次のただし書きを加える。
ただし、平成28年4月1日から令和7年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和7年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。
- 第2 この契約は、債務負担行為に基づく契約とし、各会計年度における請負代金額の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。
令和6年度 円（出来高予定額の9.0%以内の額で別に示す額）
令和7年度 工事請負代金額から令和6年度支払額を差し引いた額
2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は次のとおりとする。
令和6年度 円（請負代金額の6.1.1%以上の額で別に示す額）
令和7年度 工事請負代金額から令和6年度出来高予定額を差し引いた額
- 第3 発注者は予算上の都合その他必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。
- 第3 債務負担行為に係る契約の前金払については、約款第35条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては各会計年度末）」と、約款第35条及び約款第36条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における約款第38条第1項の請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、前会計年度の出来高予定額を超えた額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。
2 前会計年度における約款第38条第1項の請負代金相当額（以下「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額に達しない場合には、第1項の規定による読替後の約款第35第1項の規定にかかわらず、受注者は請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前金払の支払を請求することができない。
3 前会計年度における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しない場合には、その額が当該出来高予定額に達するまで前金払の保証期限を延長するものとし、約款第36条第4項の規定を準用する。
- 第4 前会計年度における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。
2 この場合において前金払の支払を受けている場合の部分払金額については、約款第38条第1項及び第6項の規定にかかわらず次の式により算定する。
部分払の額 ≤ 着工時からの出来高金額×9/10 - (前会計年度までの支払金額+当該会計年度の部分払金額) - [着工時からの出来高金額 - (前会計年度までの出来高予定額+出来高超過額)] × 当該会計年度の前払金額 / 当該会計年度の出来高予定額
- 第3 約款第38条第1項ただし書の表中請負代金額2,000万円以上の場合、発注者と受注者とが協議して定める各会計年度の部分払を請求できる回数は3回（中間前金

正

払をする場合は2回)とする。ただし、第1項の部分払を請求できる回数は4回(中間前払をする場合は3回)とする。

- 第5 受注者は、受注者の申請に基づき発注者が認める場合、県又は市町村等が発注し受注者が受注している他の工事(以下「他の工事」という。)の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合において約款第10条第2項中「工事現場」は、この工事の工事現場と当該他の工事の現場を通じて一の工事現場とみなすものとする。なお、受注者の申請及び発注者の承認は文書により行い、発注者は承認の際に必要な条件を付すことができる。

※入札金額が低入札価格調査基準価格を下回った場合は次のとおりとする。

- 第1 この契約における契約保証金については、約款第4条第3項及び第6項中の「10分の1」とあるのは「10分の3」とそれぞれ読み替えて、これらの規定を準用する。
- 第2 この契約における前払金については、約款第35条第1項中の「10分の4」とあるのは「10分の2」と読み替え、同条第7項中の「10分の4」とあるのは「10分の2」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」とそれぞれ読み替え、同条第8項中の「10分の5」とあるのは「10分の3」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」とそれぞれ読み替え、同条第9項中の「10分の5」とあるのは「10分の3」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」とそれぞれ読み替えて、これらの規定を準用する。

- 第3 約款第37条に次のただし書きを加える。
ただし、平成28年4月1日から令和7年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和7年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

- 第4 この契約は、債務負担行為に基づく契約とし、各会計年度における請負代金額の支払いの限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。
令和6年度 円(出来高予定額の9.0%以内の額で別に示す額)
令和7年度 工事請負代金額から令和6年度支払額を差し引いた額
2 支払限度額に対する各会計年度の出来高予定額は次のとおりとする。
令和6年度 円(請負代金額の60.9%以上の額で別に示す額)
令和7年度 工事請負代金額から令和6年度出来高予定額を差し引いた額
3 発注者は予算上の都合その他必要があるときは、第1項の支払い限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

- 第5 債務負担行為に係る契約の前払金については、約款第35条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期(最終の会計年度以外の会計年度にあっては各会計年度末)」と、約款第35条及び約款第36条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額(前会計年度末における約款第38条第1項の請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、前会計年度の出来高予定額を超えた額を控除した額)」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前会計年度における約款第38条第1項の請負代金相当額(以下「請負代金相当額」という。)が前会計年度までの出来高予定額に達しない場合には、第1項の規定による脱替後の約款第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。
- 3 前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しない場合には、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期間を延長するものとし、第36条第4項の規定を準用する。

- 第6 前会計年度における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は当該会計年度の当初に当該超過額(以下「出来高超過額」という。)について部分払を請求することができる。

- 2 この場合において前払金の支払を受けている場合の部分払金額については、約款第38条第1項及び第6項の規定にかかわらず次の式により算定する。
部分払の額 ≤ 着工時からの出来高金額 × 9 / 10 - (前会計年度までの支払金額 + 当該会計年度の部分払金額) - (着工時からの出来高

誤

払をする場合は2回)とする。ただし、第1項の部分払を請求できる回数は4回(中間前払をする場合は3回)とする。

- 第5 受注者は、受注者の申請に基づき発注者が認める場合、県又は市町村等が発注し受注者が受注している他の工事(以下「他の工事」という。)の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合において約款第10条第2項中「工事現場」は、この工事の工事現場と当該他の工事の現場を通じて一の工事現場とみなすものとする。なお、受注者の申請及び発注者の承認は文書により行い、発注者は承認の際に必要な条件を付すことができる。

※入札金額が低入札価格調査基準価格を下回った場合は次のとおりとする。

- 第1 この契約における契約保証金については、約款第4条第3項及び第6項中の「10分の1」とあるのは「10分の3」とそれぞれ読み替えて、これらの規定を準用する。
- 第2 この契約における前払金については、約款第35条第1項中の「10分の4」とあるのは「10分の2」と読み替え、同条第7項中の「10分の4」とあるのは「10分の2」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」とそれぞれ読み替え、同条第8項中の「10分の5」とあるのは「10分の3」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」とそれぞれ読み替え、同条第9項中の「10分の5」とあるのは「10分の3」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」とそれぞれ読み替えて、これらの規定を準用する。

- 第3 約款第37条に次のただし書きを加える。
ただし、平成28年4月1日から令和7年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和7年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

- 第4 この契約は、債務負担行為に基づく契約とし、各会計年度における請負代金額の支払いの限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。
令和6年度 円(出来高予定額の9.0%以内の額で別に示す額)
令和7年度 工事請負代金額から令和6年度支払額を差し引いた額
2 支払限度額に対する各会計年度の出来高予定額は次のとおりとする。
令和6年度 円(請負代金額の61.1%以上の額で別に示す額)
令和7年度 工事請負代金額から令和6年度出来高予定額を差し引いた額
3 発注者は予算上の都合その他必要があるときは、第1項の支払い限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

- 第5 債務負担行為に係る契約の前払金については、約款第35条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期(最終の会計年度以外の会計年度にあっては各会計年度末)」と、約款第35条及び約款第36条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額(前会計年度末における約款第38条第1項の請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、前会計年度の出来高予定額を超えた額を控除した額)」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前会計年度における約款第38条第1項の請負代金相当額(以下「請負代金相当額」という。)が前会計年度までの出来高予定額に達しない場合には、第1項の規定による脱替後の約款第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。
- 3 前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しない場合には、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期間を延長するものとし、第36条第4項の規定を準用する。

- 第6 前会計年度における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は当該会計年度の当初に当該超過額(以下「出来高超過額」という。)について部分払を請求することができる。

- 2 この場合において前払金の支払を受けている場合の部分払金額については、約款第38条第1項及び第6項の規定にかかわらず次の式により算定する。
部分払の額 ≤ 着工時からの出来高金額 × 9 / 10 - (前会計年度までの支払金額 + 当該会計年度の部分払金額) - (着工時からの出来高